

成田市立橋賀台小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童等の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

（注１）「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

（注２）「いじめられた児童等の立場に立って」とは、いじめられたとする児童等の気持ちを重視することである。

（注３）「一定の人的関係にある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童等が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童等と何らかの人間関係にある者を指す。

（注４）「心理的又は物理的な影響を与える行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」等、直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものであることや、身体的な苦痛の他、金品のたかり、物品の隠匿、インターネットやSNSなどを通じて行われるものを意味する。

2 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。そこで、以下の基本的な考え方に立ち、いじめの防止等に向けた対策を講じるものとする。

(1) いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、いじめを行うこと、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することを禁ずる。

(2) 方針

いじめの防止のため次の4点を基本方針として対策を講ずる。

- ① いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。
- ② いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」等、いじめの未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践しなければならない。
- ③ いじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、いじめ問題を解決する。
- ④ いじめ防止対策推進法の遵守といじめ問題への対応にあたり、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるように丁寧な説明を行うとともに、保護者、地域に対しても隠蔽や虚偽の説明は行わない。

3 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、基本理念の基、保護者、地域住民、教育委員会、児童相談所、警察、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止等及び早期発見に取り組むとともに、児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処すること。

4 いじめ防止等の対策のための施策

(1) いじめ防止等の対策ための組織

ア 名称 「生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）」

イ 役割 いじめ未然防止、早期発見、早期対応のための計画立案、及びPDCAサイクルによる改善策の策定。

ウ 組織の構成 校長、教頭、教務、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、教育相談担当者、学校相談員。

※内容に応じて組織の構成員は柔軟に定める。

エ 活動内容

- ① いじめの未然防止のための計画立案
- ② いじめの早期発見のための組織機能の確認
- ③ いじめを認知した場合の対応策の策定
- ④ いじめ防止に関する啓発活動

オ 開催回数及び開催日（緊急開催を含む）

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

カ その他

○情報交換、情報の共有の場として

- ・生徒指導委員会（毎月1回開催）
- ・学年ブロック会議（毎週金曜日実施、生徒指導関係の情報共有）
- ・生徒指導報告（毎週金曜日生徒指導ノート提出、毎週月曜日報告）

○関係機関との連絡・連携を図る。

（※状況に応じてスクールカウンセラー等の要請）

（2）いじめの未然防止

ア 未然防止に資する取り組み

- ①「わかる授業」、「生徒指導の機能を生かした授業」を展開し、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感をもたせる。
- ②道徳教育や「豊かな人間関係づくり実践プログラム」を通して、道徳的価値観を高めたり、人間関係について理解させたりすると共に、全教育活動の中で実践する力を身に付けさせる。また、体験活動の充実を図り、特に縦割り班活動や学年間の交流活動、地域の方を招いたり、地域の行事に参加したりすることを通して、子どもたちのもつ優しさを引き出したり、人に認められる機会を作ったり、豊かな人間性を育むことにつなげる。
- ③「命を大切にするキャンペーン」「人権週間」「いじめゼロ宣言」等に児童が主体的に取り組めるようにする。
- ④配慮を必要とする児童への対応及び環境づくり
配慮を必要とする児童に対して、教職員や児童が理解を示し、寄り添いながら、居心地よい環境づくりに努める。

イ いじめ防止等の啓発活動

保護者会、ミニ集会、家庭教育学級等の場や、学校便りやホームページ等媒体を利用して、学校におけるいじめ防止の取り組みを広報すると共に、いじめ防止に資する情報を保護者や地域に発信する。

（3）いじめの早期発見

日頃の観察、会話、作品、ノート、日記等から児童が発する信号を見逃さず、いじめの早期発見に努める。

ア 定期的な調査と教育相談

- ・学期ごとに教育相談と事前アンケートの実施
- ・学校生活アンケートの実施（年間5回） ※持ち帰って保護者が確認
- ・保護者へのアンケートの実施（学校評価）
- ・相談ポストの運用（随時）

イ 相談窓口

- ・校内相談担当者による相談
【教頭、養護教諭、担任、生徒指導主任、教育相談担当、教育相談員、スクールカウンセラー】
- ・教育相談員による相談活動
- ・校外相談・通報窓口

・成田市教育委員会教育指導課	0 4 7 6 - 2 0 - 1 5 8 2
・子どもと親のサポートセンター	0 1 2 0 - 4 1 5 - 4 4 6
・チャイルドライン千葉	0 1 2 0 - 9 9 - 7 7 7 7
・24時間子どもSOSダイヤル	0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0
・中央児童相談所	0 4 3 - 2 5 3 - 4 1 0 1

ウ 教職員の資質向上

- ・人権教育や教育相談、生徒指導についての研修会の実施
- ・ケース会議を通しての実践研修

エ インターネットを通して行われるいじめ対策

児童の利用状況を調査し、必要な情報教育、情報モラル教育を行う。また、情報モラル研修会や各種啓発活動により、児童及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを理解し、防止できるよう支援する。

5 いじめを認知した場合の対応

(1) 報告連絡体制

いじめ（を疑われるもの）を発見・認知した者→生徒指導・担任→管理職→指示（事実の確認、児童・保護者等への連絡、いじめ対策委員会の立ち上げ、外部機関の連絡 等）

(2) 事実確認と報告

- ・被害者、周辺児童、加害者からの事情聴取と事実確認
- ・管理職・生徒指導、いじめ防止対策委員会への報告

(3) いじめ被害者及び保護者への対応

- ・いかなる理由があっても、いじめられた児童の味方になる。
- ・心のケアや安心して学校に通学できるようにする。
- ・保護者には、正確な情報を提供し、具体的な対応策の提示をすることで不安を払拭できるようにする。

(4) いじめ加害者及び保護者への対応

- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを考えさせる。
- ・保護者には正確な情報を提供し、指導方針について理解していただくことで、学校と家庭が協力して対応できる環境をつくる。

(5) 傍観者への指導

- ・周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- ・いじめの事実を告げることは、「告げ口」や「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の基準

重大事態とは

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
児童生徒が自殺を企図した場合
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合等であるが、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき、重大事態が発生したものとして報告・調査等を迅速にあたる。

いじめ防止対策推進法

第28条

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
 - 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(2) 発生の調査報告

ア 調査組織の招集

- ・教育委員会への報告（※教育委員会への一報後、改めて文書で報告）と連携→
いじめ対策委員会の招集→調査方法、担当者等の決定

※犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

イ 事実関係を明確にするための調査と報告

- ・ 事実に基づく聴取：いじめの状況、いじめのきっかけ、5W1H。
- ・ 被害者→周囲にいる者→加害者の順で調査
- ・ 管理職・いじめ対策委員会への報告（→全職員に）→教育委員会
- ・ 関係機関への報告

ウ 関係機関と連携の下、保護者等への情報提供

- ・ 被害者側及び加害者側へ
- ・ 個人情報に配慮し、可能な範囲で全保護者へ

(3) 調査結果を踏まえた必要な措置

ア 関係機関（教育委員会、警察、児童相談所等）と連携し、必要な対応をする。

イ 再発防止のため、関係機関と連携し、加害者への支援、被害者への支援、他の児童への指導を行う。

7 「学校いじめ防止基本方針」の公表・点検・評価

(1) 文書及びホームページで「学校いじめ防止基本方針」を公表する。

(2) 学校評価やアンケートで、いじめ問題への取り組みを保護者、児童、職員、学校関係者で評価する。

※アンケート設問

- ・ 保護者アンケート（年1回実施）
- ・ 教職員自己評価（年2回実施）

(3) いじめ防止基本方針に関する点検・評価を行い、学校いじめ防止基本方針を見直す。

8 いじめ問題解決後の取組

○継続的な支援及び再発防止

- ・ いじめが解決したと見られる場合でも、気付かないところで陰湿ないじめが続いていたり、再発したりすることもあることを認識し、表面的な変化で判断せず、継続して十分な注意を払い見守っていく。
- ・ 解決したと思われる後も、定期的に保護者に学校の様子を報告する。
（「いじめが解消した」と見なされるのは、最後のいじめ行為から3ヶ月経過した状態をいう。）

平成26年2月28日 策定

平成28年4月13日 確認

平成30年6月20日 改定

令和 2年4月 3日 改定

令和 3年5月 6日 確認

令和 4年4月11日 確認

令和 5年4月17日 確認

令和 6年4月 4日 改定

令和 7年4月 2日 確認